

---

## 2 産業雇用安定助成金

---

### (3) 事業再構築支援コース

---

雇用保険法（昭和49年法律第116号）第62条第1項第1号の規定及び雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）附則第15条の4の5の規定に基づく産業雇用安定助成金（事業再構築支援コース）の支給については、「第1 共通要領」に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

0100 趣旨	0700 支給決定
0101 趣旨	0701 支給決定通知
0102 適用単位	0702 支給決定取消通知
	0703 支給決定台帳への記入及び書類の保管
0200 定義	0800 委任
0201 事業再構築補助金	0801 安定所長への業務の委任
0202 補助事業実施期間	
0203 事前着手の承認	0900 附則
0204 パートタイム労働者	0901 施行期日
0205 毎月決まって支払われる賃金	
0300 支給要件	
0301 支給対象事業主	
0302 対象労働者	
0303 助成対象期間	
0304 不支給要件	
0400 支給額	
0401 支給額	
0402 支給上限人数	
0500 支給申請	
0501 支給申請書の提出	
0502 添付書類等	
0503 支給申請書の受理	
0600 支給要件の確認	
0601 支給対象事業主及び対象労働者に該当することの確認	
0602 不支給要件に該当しないことの確認	
0603 支給額の算定に係る事項の確認	
0604 支給額の確認	

---

## 0100 趣旨

---

### 0101 趣旨

産業雇用安定助成金（事業再構築支援コース）（以下「事業再構築支援コース」という。）は、新型コロナウイルス感染症等に伴う経済上の理由により、急激に事業活動の縮小を余儀なくされた事業主に対して、新たな事業への進出等の事業再構築に必要な人材の育成・確保を効果的に促すため、当該事業主に雇用される労働者の雇用の安定の確保と当該新たな事業への進出等に必要となる新たな人材の円滑な受け入れを支援するものである。

---

### 0102 適用単位

助成金の支給は、雇用保険の適用事業所を単位として行うものとする。

---

## 0200 定義

---

### 0201 事業再構築補助金

「事業再構築補助金」とは、中小企業庁が実施する中小企業等事業再構築促進事業における中小企業等事業再構築促進補助金（中小企業等事業再構築促進補助金交付規程（以下「事業再構築補助金交付規程」という。）に定める「物価高騰対策・回復再生応援枠」及び「最低賃金枠」に限る。以下同じ。）をいう。

---

### 0202 補助事業実施期間

「補助事業実施期間」とは、事業再構築補助金交付規程に定める補助事業実施期間をいう。

---

### 0203 交付決定

「交付決定」とは、事業再構築補助金交付規程に定める事業再構築補助金の交付決定をいう。

---

### 0204 事前着手の承認

「事前着手の承認」とは、事業再構築補助金公募要領の定めにより、交付決定の前に実施済み又は実施中の経費について、独立行政法人中小企業基盤整備機構が補助金交付の対象として認めることをいう。

---

### 0205 パートタイム労働者

「パートタイム労働者」とは、一週間の所定労働時間が、同一の事業所に雇用される通常の労働者に比して短い労働者であって、雇用保険被保険者データにおける雇用形態が「3」である者をいう。

---

### 0206 毎月決まって支払われる賃金

イ 本要領における「毎月決まって支払われる賃金」とは、時間外手当及び休日手当を除いた、毎月決まって支払われる基本給及び諸手当をいう（労働協約、就業規則又は労働契約において明示されているものに限る。）

諸手当に含むか否かについては以下による。

(イ) 諸手当に含むもの。

a 労働と直接的な関係が認められ、労働者の個人的事情とは関係なく支給される手当（役職手当、資格手当、資格ではないが労働者の一定の能力に対する手当等）。

(ロ) 諸手当に含まないもの。

a 月ごとに支払われるか否かが変動するような手当（時間外手当（固定残業代を含む）、

休日手当、夜勤手当、出張手当、精勤手当、報奨金等)

b 労働と直接的な関係が薄く、当該労働者の個人的事情により支給される手当（家族手当（扶養手当）、通勤手当、別居手当、子女教育手当、皆勤手当、住宅手当等）

(ハ) 上記(イ)、(ロ)で挙げた手当以外の手当については、手当の名称にかかわらず実態により判断するものとする。

ただし、諸手当に含むか否かについては、手当の名称にかかわらず実態により判断することとし、上記(イ)に挙げた手当であっても、月ごとに支払われるか否かが変動するような手当と認められる場合は諸手当から除外し、上記(ロ)に挙げた手当であっても。例えば以下のように、月ごとに支払われるか否かが変動しないような手当は諸手当に含めることとする。

a 扶養家族の有無、家族の人数に関係なく労働者全員に対して一律に定額で支給する家族手当。

b 通勤に要した費用や通勤距離に関係なく労働者全員に対して一律に定額で支給する通勤手当。

c 住宅の形態（賃貸・持家）ごとに労働者全員に対して一律に定額で支給する住宅手当。

ロ 対象者の賃金が時給や日給、出来高払い等でありその月ごとに賃金の変動する場合には、原則として、実際に支払われた賃金とすること。

---

## 0300 支給要件

### 0301 支給対象事業主

事業再構築支援コースは、次のイからホまでのいずれにも該当する事業主（以下「支給対象事業主」という。）に対して支給するものとする。

イ 令和5年4月1日以降に事業再構築補助金の応募書類の提出（事業計画に記載することとされている「実施体制」中に人材確保に関する事項を記載した場合に限る。）を行い、当該補助金の交付決定を受けた事業主（事業再構築補助金交付規程に定める計画変更の承認を受けた事業主を含む）であって、補助事業実施期間の初日（当該補助事業について事前着手の承認を受けている場合は当該補助金に係る応募書類の提出日の翌日。また、事業再構築補助金交付規程に定める計画変更により人材確保に関する事項を記載し承認を受けた場合は当該承認日の翌日。）から当該期間の末日（以下「雇入れ対象期間」という。）までに、0302イに該当する労働者を一般被保険者等（雇用保険法第60条の2第1項第1号に規定する一般被保険者又は雇用保険法第37条の2に規定する高年齢被保険者をいう。以下同じ。）かつ、期間の定めのない労働契約を締結する労働者（パートタイム労働者は除く。以下同じ。）として雇入れ、0302ロに定める額以上の賃金を支払った事業主であること。

ロ 基準期間（対象労働者の雇入れ日の前日から起算して6か月前の日から支給申請書の提出日までの期間をいう。以下同じ。）において、当該雇入れに係る事業所で雇用する一般被保険者等を解雇等事業主の都合で離職させた事業主以外の事業主であること。

なお、解雇等とは、労働者の責めに帰すべき理由による解雇等（事業主からの申出（各支給対象期間の支給申請期限内に支給申請書の提出を行った場合であって、支給決定を受けるまでに申出を行うもの又は不支給決定後1ヶ月以内に申出を行うものに限る。））があり、かつ、雇用保険の給付制限に係る離職理由について重責解雇の認定を受けていないものの、事業主や離職者以外の第三者からの聴取や客観的証拠の確認によって重責解雇に該当するもの

(以下「重責解雇に該当する離職」という。)を含む。)、天災その他やむを得ない理由により事業の継続が不可能となったことによる解雇以外の解雇に勧奨退職等を加えたものであって、雇用保険被保険者資格喪失の確認の際に喪失原因が「3」と判断されるものである(以下同じ。)

ハ 支給申請日の前日以前に当該雇入れに係る事業所に対して、すでに支給決定がなされている事業再構築支援コースの対象労働者を解雇等事業主の都合で離職させた事業主以外の事業主であること。

ニ 基準期間において、当該雇入れに係る事業所における、特定受給資格者(雇用保険法第23条第2項に規定する特定受給資格者をいう。以下同じ。)となる離職理由のうち離職区分1A又は3Aとされる離職理由(0301口の重責解雇に該当する離職を除く。)により、離職した者として受給資格決定処理が行われたものの数が、当該事業所における当該雇入れ日における被保険者数で除した割合が6%を超えている(特定受給資格者となる離職理由により離職した者として受給資格決定処理がなされたものの数が3人以下である場合を除く。以下同じ。)事業主以外の事業主であること。

ホ 事業所において、次の書類を整備、保管している事業主であること。(船員法(昭和22年法律第100号。以下同じ。)において整備及び保管が義務付けられている書類を含む。以下同じ。)

(イ) 対象労働者の出勤状況が日ごとに明らかにされた出勤簿、タイムカード又は船員法第67条に定める記録簿等(以下「出勤簿等」という。)の書類

(ロ) 対象労働者に対して支払われた賃金について基本賃金とその他の諸手当とが明確に区分されて記載された賃金台帳又は船員法第58条の2に定める報酬支払簿(以下「賃金台帳等」という。)

---

## 0302 対象労働者

「対象労働者」とは、事業再構築補助金の交付決定を受けた新たな事業への進出等の事業再構築に係る業務に就く者であって、次のイ及びロに該当する者をいう。

イ 次のいずれかに該当する者であること。

- (イ) 専門的な知識や技術が必要となる企画・立案、指導(教育訓練等)の業務に従事する者
- (ロ) 部下を指揮及び監督する業務に従事する者であって、係長相当職(名称の如何にかかわらず、その者の部下として1階職以上の従業員を有するものをいう。)以上の者

ロ 当該事業主から次の(イ)～(ハ)のいずれかに定める額の毎月決まって支払われる賃金(以下単に「賃金」という。)が支払われた者であること。

(イ) 原則

0303イの助成対象期間の労働に対して支払われた賃金が350万円以上。ただし、事業再構築支援コースの支給については、支払われた賃金が175万円以上である支給対象期に限る。

(ロ) 0303ロ(イ)のaからcのいずれかに該当する場合

次のいずれかの額

a 当該雇用しなくなった日の属する0303イの支給対象期が第1期支給対象期の場合

第1期支給対象期の労働に対して支払われた賃金が0401口の算出式中、「140万(中小企業以外の事業主は100万円)」とあるのを「175万円」と読み替えて算出した額(以下「離職時基準額」という。)以上

b 当該雇用しなくなった日の属する0303イの支給対象期が第2期支給対象期の場合

0303イの助成対象期間の労働に対して支払われた賃金が、175万円に離職時基準額を加えた額以上。ただし、事業再構築支援コースの支給については、支払われた賃金が、第1期支給対象期については175万円以上、第2期支給対象期については離職時基準額以上である場合に限る。

(ハ) 助成対象期間中に労働日に対して賃金が支払われない日がある場合

0303イの助成対象期間において、労働日に対して賃金が支払われない日（事業主の責めに帰すべき理由による場合を除く。）があり、かつ、月における当該日の合計が10日以上の場合（当該月を、以下「無給月」という。）は、助成対象期間に支払われた賃金が次の算出式によって得られた額以上（なお、ここでいう「月」とは、0401ロにおける「支給対象期を構成する月」を指す。）。ただし、事業再構築支援コースの支給については、当該無給月の属する0303イの支給対象期の労働に対して支払われた賃金が、0401ハの算出式中、「140万（中小企業以外の事業主は100万円）」とあるのを「175万円」と読み替えて算出した額以上の支給対象期に限る。

$$350\text{万円} \times \frac{\text{無給月を除いた助成対象期間を構成する月（助成対象期間の初日から1か月単位で区切った月）}}{12\text{月}}$$

---

### 0303 助成対象期間

#### イ 原則

助成対象期間は、対象労働者の雇入れに係る日（賃金締切日が定められている場合は雇入れ日の直後の賃金締切日の翌日。ただし、賃金締切日に雇い入れた場合は雇入れの日の翌日、賃金締切日の翌日に雇い入れた場合は雇入れの日。以下「起算日」という。）から起算して1年間とする。なお、助成対象期間のうち最初の6か月を第1期支給対象期、次の6か月を第2期支給対象期という。

ロ 対象労働者が支給決定までの間に離職した場合

(イ) 次のaからcまでのいずれかの理由により、支給対象期の途中で事業主が対象労働者を雇用しなくなった場合は、当該事業主が雇用しなくなった日の属する月の前月までの期間を支給対象期及び助成対象期間とする。（なお、ここでいう「月」とは、0401ロにおける「支給対象期を構成する月」を指す。）

a 対象労働者の責めに帰すべき理由による解雇（重責解雇に該当する離職を含む。）

b 対象労働者の死亡（事業主の責めに帰すべき理由による場合を除く。）

c 天災その他やむを得ない理由により、事業の継続が不可能となったことによる解雇

(ロ) (イ)のaからcまで以外の理由により支給決定までの間に対象労働者を雇用しなくなった場合は、事業再構築支援コースを支給しない。

---

### 0304 不支給要件

0301の支給対象事業主からの支給申請であっても、以下のイからニまでのいずれかの要件に該

当する場合には、当該対象労働者に関して事業再構築支援コースを支給しない。

イ 対象労働者の雇入れ日の前日から起算して3年前の日から、当該雇入れ日の前日までの間のいずれかの日に、事業主と雇用、請負、委任、出向、派遣の関係にあった対象労働者を雇い入れる場合

ロ 対象労働者の雇入れ日の前日から起算して1年前の日から当該雇入れ日の前日までの間のいずれかの日に、当該対象労働者と雇用、請負、委任、出向、派遣の関係にあった事業主と、以下のいずれかに該当する等、資本的・経済的・組織的関連性等からみて独立性が認められない事業主が雇い入れる場合

(イ) 雇入れ日において、他の事業主の総株主又は総社員の議決権の過半数を有する事業主を親会社、当該他の事業主を子会社とする場合における、親会社又は子会社であること。

(ロ) 取締役会の構成員について、代表取締役（取締役会を設置していない事業所においてはこれに準ずるもの。以下同じ。）が同一人物であること又は取締役（取締役会を設置していない事業所においてはこれに準ずるもの。以下同じ。）を兼務しているものがいずれかの取締役会の過半数を占めていること。

ハ 対象労働者の雇入れに係る事業所の事業主（法人にあっては代表者。以下0602ハにおいて同じ。）又は取締役の3親等以内の親族（民法（明治29年法律第89号）第725条第1号に規定する血族のうち3親等以内の者、同条第2号に規定する配偶者及び同条第3号に規定する姻族をいう。以下同じ。）である対象労働者を雇い入れる場合

ニ 支給対象期（0303参照）における対象労働者の賃金（毎月決まって支払われる賃金以外の賃金を含む。以下0602ニにおいて同じ。）を、支払期日を超えて支払っていない場合

---

## 0400 支給額

---

### 0401 支給額

#### イ 原則

第1期及び第2期支給対象期において、それぞれ140万円（中小企業以外の事業主は100万円）を支給する。

#### ロ 対象労働者が支給対象期の途中で離職した場合

0303ロ(イ)のaからcのいずれかに該当する場合は、当該雇用しなくなった日の属する支給対象期について、次の算出式によって得られた額を支給する。

$$\begin{array}{l} \text{支給額} \\ \text{(円未満切り捨て)} \end{array} = \begin{array}{l} 140\text{万円 (中小企業以外} \\ \text{の事業主は100万円)} \end{array} \times \frac{\begin{array}{l} \text{雇用しなくなった日の属する月の前月までの} \\ \text{、支給対象期を構成する月 (支給対象期の初} \\ \text{日から1か月単位で区切った月)} \end{array}}{6\text{月}}$$

#### ハ 助成対象期間中に労働日に対して賃金が支払われない日がある場合

0302ロ(イ)を満たさない場合であって、0302ロ(ハ)に該当する場合は、当該無給月の属する支給対象期について、次の算出式によって得られた額を支給する。

$$\begin{array}{l} \text{支給額} \\ \text{(円未満切り捨て)} \end{array} = \begin{array}{l} 140\text{万円 (中小企業以外} \\ \text{の事業主は100万円)} \end{array} \times \frac{\begin{array}{l} \text{無給月を除いた支給対象期を構成する月 (支} \\ \text{給対象期の初日から1か月単位で区切った月} \\ \text{(令和5年6月26日)} \end{array}}{6\text{月}}$$

---

#### 0402 支給上限人数

一の事業主に対する事業再構築支援コースの支給は、全ての雇用保険適用事業所を合わせて対象労働者5人分を限度とする。

---

#### 0500 支給申請

---

##### 0501 支給申請書の提出

###### イ 支給申請書の提出

事業再構築支援コースの支給を受けようとする事業主は、対象労働者に係る支給対象期が経過するごとに、当該支給対象期分の事業再構築支援コースについて、当該支給対象期の末日の翌日から起算して2か月以内（天災その他期日まで提出しなかったことについてやむを得ない理由があるときは、当該理由のやんだ後1か月以内）に、支給申請書（様式第1号。以下「支給申請書」という。）を事業所の所在地を管轄する労働局（以下「管轄労働局」という。）の長に提出しなければならない。なお、当該提出については、管轄労働局長の指揮監督する公共職業安定所長を経由して行うことができる。

###### ロ 第1期支給対象期の支給申請に係る留意事項

第1期支給対象期の支給申請は、一の助成対象期間を通じて支給要件を満たすことを前提とした取扱いであるため、支給決定後に一の助成対象期間を通じて支給要件を満たさないことが判明した場合、当該支給決定については取消しとなることに留意すること。

---

##### 0502 添付書類等

支給申請書を提出する事業主は、支給・不支給の決定に係る審査に管轄労働局長が必要と認める書類等を管轄労働局長の求めに応じ提出しなければならない。

ただし、イ(イ)及び(ホ)の書類に関して、支給申請時点において、賃金支払日が到達していない対象労働者の支給対象期の労働に対して支払われる賃金がある場合には、賃金支払日が到達しているものであって、支払が完了した賃金のみが記載された賃金台帳等（又はその写し）及び対象労働者雇用状況等申立書（様式第2号。以下「雇用状況等申立書」という。）を、支給申請時に提出して差し支えないこととする。

この場合において、不足分の賃金台帳等（又はその写し）及び雇用状況等申立書は、賃金支払日が到達し、実際に支払いが完了した後、速やかに提出することができることとする。

###### イ 必須の添付書類

(イ) 雇用状況等申立書

(ロ) 事業再構築実施状況報告書（様式第3号）（第2期の支給申請時のみ）

(ハ) 事業再構築補助金の交付決定を受けていることが確認できる次の書類の写し（第1期の支給申請時のみ）

a 事業再構築補助金の応募及び補助金交付申請（計画変更申請を含む）において、事業再構築補助金事務局及び独立行政法人中小企業基盤整備機構に提出した書類一式（事前着手の承認を受けている場合であって、当該補助金の交付決定前に対象労働者を雇い入れた場合は、応募書類提出日の分かる書類を含む。）

- b 事業再構築補助金の採択及び交付決定（計画変更承認を含む）に係る通知書類
- c 事業再構築補助金の事前着手の承認に係る通知書類（事前着手の承認を受けている場合であって、当該補助金の交付決定前に対象労働者を雇い入れた場合に限る。）
- (ニ) 対象労働者の雇い入れ日が雇入れ対象期間内にあること及び期間の定めのない労働契約を締結する労働者であることが確認できる雇用契約書又は雇入れ通知書の写し（第1期の支給申請時のみ）
- (ホ) 対象労働者の労働時間及び対象労働者の支給対象期の労働に対して支払われた賃金が手当ごとに区分された賃金台帳等又はその写し
- (ハ) 支給対象期における対象労働者の出勤状況が日ごとに明らかにされた出勤簿等又はその写し
- (ト) 対象労働者に該当することを証明する対象労働者の業務内容、部署が明らかにされた事業主の組織図等の写し（第1期の支給申請時のみ）
- (フ) 支給要件確認申立書（共通要領様式第1号）
- ロ その他管轄労働局長が必要と認める書類

---

#### 0503 支給申請書の受理

管轄労働局長は支給申請に必要な書類が提出されたときは、次のイからハについて確認の上受理し、0600の各事項に留意してこれを審査するものとする。

- イ 支給申請期間内に提出されていること
- ロ 所要の事項が記載されていること
- ハ 所要の添付書類が添付されていること

---

#### 0600 支給要件の確認

##### 0601 支給対象事業主及び対象労働者に該当することの確認

事業主が支給対象事業主に該当することについて、申請時において、以下によって確認する。なお、不明な点がある場合には、必要な書類の提出を求め、又は必要な調査を行うこと。

##### イ 事業再構築補助金の交付決定等を受けていることの確認（0301イ関係）

支給申請書と併せて提出された事業再構築補助金の交付決定等を受けていることが確認できる書類（0502参照）により確認する。この確認は第1期支給対象期に係る支給申請書を受理した時点で行う（ただし、第1期の支給申請を行っていない事業主が第2期の支給申請を行う場合は、第2期支給対象期に係る支給申請書を受理した時点で行う。）。

なお、当該支給申請書を受理した時点で不明な点がある場合には、必要な書類の提出を求め又は必要な調査を行うこと。

##### ロ 対象労働者であることの確認（0302イ関係）

雇用状況等申立書及び0502イ(ト)に規定する書類により確認する。この確認は第1期支給対象期に係る支給申請書を受理した時点で行う（ただし、第1期の支給申請を行っていない事業主が第2期の支給申請を行う場合は、第2期支給対象期に係る支給申請書を受理した時点で行う。）。

なお、当該支給申請書を受理した時点で不明な点がある場合には、必要な書類の提出を求め又は必要な調査を行うこと。

##### ハ 対象労働者の賃金の確認（0302ロ関係）



対象労働者の支給対象期の労働に対して支払われた賃金が、175万円（0303ロ（イ）に該当する場合は、離職時基準額。0303ロ（ハ）に該当する場合は、0303ロ（ハ）によって読み替えられた0401ハの算出式によって得られた額）以上であるか、第1期支給対象期及び第2期支給対象期に支払われた賃金の合計額が350万円以上（0303ロ（イ）に該当する場合は、離職時基準額に175万円を加えた額以上。0303ロ（ハ）に該当する場合は0303ロ（ハ）の算出式によって得られた額以上）であるか（この確認は第2期支給対象期に係る支給申請書を受理した時点で行う。）、支給申請時に提出のあった雇用状況等申立書、賃金台帳等（又はその写し）及び出勤簿等（又はその写し）の書類により確認する。

ニ 対象労働者の雇入れ日が雇入れ対象期間内にあること及び一般被保険者かつ期間の定めのない労働契約を締結する労働者として雇い入れられたことの確認（0301イ関係）

雇入れ対象期間を支給申請書と併せて提出された事業再構築補助金の交付決定等を受けていることが確認できる書類（0502参照）により確認の上、対象労働者の雇入れ日が当該雇入れ対象期間内にあること及び対象労働者が一般被保険者かつ期間の定めのない労働契約を締結する労働者として雇い入れられていることを、ハローワークシステム（雇用保険事務処理）及び対象労働者の雇用契約書又は雇入れ通知書の写しにより確認する。また、パートタイム労働者でないことについては、上記に加え、対象労働者の労働時間が確認できる賃金台帳等により確認する。この確認は第1期支給対象期に係る支給申請書を受理した時点で行う（ただし、第1期の支給申請を行っていない事業主が第2期の支給申請を行う場合は、第2期支給対象期に係る支給申請書を受理した時点で行う。）。

ホ 対象労働者の離職状況の確認（0303ロ関係）

対象労働者が支給決定までの間に離職していないか、また、離職している場合は当該離職の理由が0303ロ（イ）aからcまでのいずれかに該当していることについて、出勤簿、雇用状況申立書およびハローワークシステム（雇用保険事務処理）により確認する。

ヘ 労働者を解雇等していないことの確認（0301ロ、0301ハ関係）

基準期間に、被保険者を解雇等しなかったことをハローワークシステム（雇用保険事務処理）により確認する。また、支給申請の前日以前に、事業再構築支援コースの支給決定の対象となった者を解雇しなかったことをハローワークシステム（助成金事務処理）の「31620一般助成金支給要件照会」により確認する。

ト 特定受給資格者となる理由による離職が一定以上でないことの確認（0301ニ関係）

基準期間において、当該雇入れに係る事業所の被保険者を、当該雇入れ日における当該事業所の被保険者数の6%に相当する数を超えて、特定受給資格者と判断される離職理由により離職させている事業主に該当しないことをハローワークシステム（助成金事務処理）により確認する。

チ 対象労働者を雇い入れた事業所において必要書類を整備、保管していることの確認（0301ホ関係）

支給申請書を受理する際に行い、事業主に対して必要な指導を行う。

---

## 0602 不支給要件に該当しないことの確認

イ 対象労働者の雇入れ日の前日から起算して3年前の日から、当該雇入れ日の前日までの間のいずれかの日に、当該雇入れに係る事業所と雇用、請負、委任の関係にあった対象労働者、又は出向、派遣、請負、委任の関係により当該雇入れに係る事業所において就労したことが

ある対象労働者を当該雇入れに係る事業所が雇い入れる場合でないことの確認(0304イ関係)

この確認については、事業主の提出した雇用状況等申立書の記載及びハローワークシステム(雇用保険事務処理)により、これに該当しないことを確認する。

これに加え、必要に応じて出勤簿等、労働者名簿等の書類、総勘定元帳等の管轄労働局長が必要と認める書類又は事業主からの事情聴取により確認すること。また、必要な場合には、対象労働者からの事情聴取等も併せて行うこと(以下ロにおいて同じ。)

この確認は第1期支給対象期に係る支給申請書を受理した時点で行う(ただし、第1期の支給申請を行っていない事業主が第2期の支給申請を行う場合は、第2期支給対象期に係る支給申請書を受理した時点で行う。)

ロ 対象労働者の雇入れ日の前日から起算して1年前の日から当該雇入れ日の前日までの間のいずれかの日に、当該対象労働者と雇用、請負、委任の関係にあった事業主、出向、派遣、請負、委任の関係により当該対象労働者を事業所において就労させたことがある事業主と、以下のいずれかに該当する等、資本的・経済的・組織的関連性等からみて密接な関係にある事業主が雇い入れる場合でないことの確認(0304ロ関係)

この確認については、事業主の提出した雇用状況等申立書にの記載により、これに該当しないことを確認する。対象労働者の雇入れ日の前日から起算して1年前の日から、当該雇入れ日の前日までの間のいずれかの日に当該対象労働者を雇用していた事業主との資本的・経済的・組織的関連性等の有無を記載させることにより確認する。

この確認は第1期支給対象期に係る支給申請書を受理した時点で行う(ただし、第1期の支給申請を行っていない事業主が第2期の支給申請を行う場合は、第2期支給対象期に係る支給申請書を受理した時点で行う。)

ハ 対象労働者が雇入れに係る事業所の事業主又は取締役の3親等以内の親族でないことの確認(0304ハ関係)

この確認については、事業主の提出した雇用状況等申立書により該当の有無の確認を行うこととし、関係性が疑わしい場合には、必要に応じ、対象労働者からの事情聴取等も行うこと。

この確認は第1期支給対象期に係る支給申請書を受理した時点で行う(ただし、第1期の支給申請を行っていない事業主が第2期の支給申請を行う場合は、第2期支給対象期に係る支給申請書を受理した時点で行う。)

ニ 支給対象期における対象労働者の賃金を、支払期日を超えて支払っていない事業主でないことの確認(0304ニ関係)

(イ) 原則

支給申請時に併せて提出される賃金台帳等(又はその写し)及び雇用状況等申立書により、支給申請時点において対象労働者の労働に対する賃金が支払期日までに支払われていることを確認することとし、0502ただし書に該当する場合は不足書類の提出時点においても同様に確認を行うこと。

(ロ) 賃金が支払期日までに支払われていない場合

賃金が支払期日までに支払われていない場合には、支給要件判定を保留し当該賃金の支払いを行うよう事業主を指導し、支給対象期における賃金の最終の支払期日から1か月以内に支払われない場合には不支給要件に該当するものとする。

---

#### 0603 支給額の算定に係る事項の確認

中小企業事業主であるかどうかについて、支給申請書の事業主欄に記載された事項や登記情報連携システム（法務省が運営する、登記事項証明書を閲覧及び出力することができるサービスをいう。）等により、事業主が中小企業事業主であるか否かを確認する。

なお、資本金等の額及び常時雇用する労働者の数については、「第1 共通要領」0502により確認することとする。（0401関係）

---

#### 0604 支給額の確認

支給申請書に記載された支給額が、0603の確認結果に基づき、0401によって算出した額と一致していることを確認する。

---

#### 0700 支給決定

---

##### 0701 支給決定通知

管轄労働局長は、「第1 共通要領」0600により支給・不支給を決定したときは、産業雇用安定助成金（事業再構築支援コース）支給（不支給）決定通知書（様式第3号）により申請事業主に通知すること。

---

##### 0702 支給決定取消通知

管轄労働局長は、「第1 共通要領」0801により支給の取消しを行ったときは、産業雇用安定助成金（事業再構築支援コース）支給決定取消及び返還通知書（様式4号）により支給決定を行った事業主に通知すること。

---

##### 0703 支給決定台帳への記入及び書類の保管

管轄労働局長は、助成金の支給・不支給の決定又はその取消しを行ったときは、その決定又は取消し後、支給台帳（様式第6号）に所要事項を記載するとともに、支給申請書（正本）、通知した支給（不支給）決定通知書の写しその他の関係書類を保管すること。

---

#### 0800 委任

---

##### 0801 安定所長への業務の委任

管轄労働局長は、0500及び0600に係る業務の全部又は一部を、その指揮監督する公共職業安定所長に行わせることができることとする。

---

#### 0900 附則

---

##### 0901 施行期日

イ 本要領は、令和5年4月1日から施行する。

ロ 令和5年6月23日付け職発0623第1号、雇均発0623第1号、開発0623第1号「雇用安定事業の実施等について」による改正は令和5年6月26日から施行する。

---

#### 【参考】様式一覧

様式第1号 産業雇用安定助成金（事業再構築支援コース）支給申請書

様式第2号 産業雇用安定助成金（事業再構築支援コース）対象労働者雇用状況等申立書

様式第3号 産業雇用安定助成金（事業再構築支援コース）事業再構築実施状況報告書

様式第4号 産業雇用安定助成金（事業再構築支援コース）支給決定通知書

様式第4号の2 産業雇用安定助成金（事業再構築支援コース）不支給決定通知書

様式第5号 産業雇用安定助成金（事業再構築支援コース）支給決定取消及び返還通知書

様式第6号 産業雇用安定助成金（事業再構築支援コース）不支給措置期間通知書

様式第7号 産業雇用安定助成金（事業再構築支援コース）支給台帳